

2023 年度

「日系社会次世代育成研修（中学生招へいプログラム）」

募集要項

2023 年 1 月



独立行政法人国際協力機構（J I C A）

2023 年度「日系社会次世代育成研修（中学生招へいプログラム）」

募集要項

1. 研修の沿革および目的

本研修は、中南米地域等への移住者の定着・安定のために移住者子孫教育として 1987（昭和 62）年度に「日本語学校生徒研修」として開始し、2012（平成 24）年度からは、名称を「日系社会次世代育成研修」、2015（平成 27）年度からは「日系社会次世代育成研修（中学生招へいプログラム）」として実施しています。

本研修では、海外の日本語学校に在籍する成績優秀かつ品行方正で将来の日系社会の発展に貢献するのに十分な素質のある日本語学校生徒が、日本人の海外移住の歴史に関する学習、中学校体験入学、ホームステイ、その他の各種研修を通じて、自分たちのルーツに対する理解と日本に対する理解を深め、さらに自らの日系人としてのアイデンティティの強化を図ることを目的としています。

さらには、本研修が日系社会での日系継承語教育の振興を促し、日系社会の次代を担う人材の育成に寄与することを上位の目標としています。

2. 対象国および受入計画数

対象国：10 カ国

受入計画数：58 名 * 2023 年度特別枠含む（+引率者 8 名）

受入		対象国	人数
第 1 陣	5 カ国 22 名 (+引率者 4)	カナダ	4 名
		メキシコ	6 名 *
		ドミニカ共和国	8 名 *
		コロンビア	2 名 *
		ベネズエラ	2 名 *
第 2 陣	5 カ国 36 名 (+引率者 4)	ブラジル	20 名
		ペルー	4 名
		ボリビア	3 名
		パラグアイ	3 名
		アルゼンチン	6 名

* 特別枠については P7 の 14.に記載しています。対象国の応募者はご確認ください。

3. 研修期間（予定）：24 日間

現地の学校事情に合わせ、上記 2.のとおり 2 グループに分けて実施します。

第 1 陣：2023 年 6 月 19 日（月）から 7 月 12 日（水）を予定

第 2 陣：2024 年 1 月 9 日（火）から 2 月 1 日（木）を予定

4. 研修概要 ※プログラムの内容は変更となる可能性があります。

プログラム	内容	研修場所
移住学習	海外移住資料館等の見学 移住に関する講義、ワークショップ 各研修員のルーツを探る	JICA 横浜 史跡、博物館等
体験入学	授業出席 部活動 日本の中学生との交流等	神奈川県内の中学校（予定）
ホームステイ	日本での実生活体験	各ご家庭（県は未定）
研修旅行	日本の文化・社会・科学技術等の理解	未定
その他	プレゼンテーション指導 作文指導 研修報告会	JICA 横浜及び周辺の会議室

【重要】新型コロナウイルスの感染状況により、実際の研修内容が上記から変更となる可能性があります。

5. 宿泊（研修旅行・ホームステイ期間を除く）

第1陣、第2陣共に JICA 横浜周辺のホテルを予定しています。

6. 引率者

渡航中や本邦滞在中の研修員の生活指導・健康管理、その他不測の事態への対処のため引率者が同行します。今年度の引率者の割当国（予定）は以下のとおりです。

第1陣：コロンビアから日本語学校教員1名（予定）、メキシコ、ドミニカ共和国、ベネズエラから追加で健康・安全管理員3名

第2陣：ブラジルから4名（日本語学校教員1名及び健康・安全管理員3名）

引率者の推薦については、JICA 在外事務所の指示に従ってください。

引率者（日本語学校教員）の主な役割は、以下のとおりです。

- (1) 本邦への往路・本邦からの復路における研修員の引率
- (2) 研修員の健康等、生活面に係る指導及び対応
- (3) 研修プログラムの同行及び実施補助
- (4) 引率者最終報告会の実施
- (5) その他、研修において必要な業務

引率者（健康・安全管理員）の主な役割は、以下の通りです。

- (1) 研修員宿泊フロアの夜間巡回による安全管理・指導
- (2) けがや急病などの一次受付、及び二次対応者への連絡

※夜間に上記役割を遂行していただくことを想定していますので、日中は、体を休め

る時間を取っていただきます。

※来日後、引率者へのブリーフィングを実施します。

※引率者（日本語学校教員）については以下2点の条件を満たしている方を希望します。

(1) 教師歴について

日本語学校での勤務歴が2年以上で、研修員と同年代を対象としたクラスを担当している方。（または担当したことがある方。）

→ 職務経験が2年に満たない先生や、2年以上であっても幼児クラスや小学校低学年クラスしか担当したことがない先生の場合、研修中の研修員指導がうまくいかない場合があります。

(2) 日本語能力について：

1世の先生でない場合には、少なくとも日本語能力試験 N2 程度以上の日本語能力を有する方。

→ 1陣についてはカナダ、2陣についてはスペイン語圏の国々から参加者が来日しますので、先生の日本語能力が N2 級程度に満たない場合、当該国々からの研修員とのコミュニケーション及び研修員への指導に大きな支障をきたします。

※引率者（健康・安全管理員）は以下の条件を満たしている方が対象となります。

(1) 20 歳以上の日系社会の関係者（日本語学校教員、日本人協会会員、JICA 帰国研修委員、日系の大学生などが該当）で、日常、日系社会において研修員の同世代と接している方が望ましい。（参加研修員の保護者は対象外）

(2) 日本語能力は日常会話程度以上とし、研修員とスペイン語/ポルトガル語で研修員と意思疎通ができる方

(3) 健康で責任をもって業務を遂行できる方

7. 研修員の応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 海外移住者及び概ね日系3世までの海外移住者の子孫（※）であること。

※日本人移住者の血統を引く者を指します。

※本事業対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。

(2) 海外の日系団体が運営する日本語学校に在籍し、成績優秀、品行方正かつ将来の日系社会の発展に貢献するのに十分な素質があると認められること。

(3) 研修参加時点で、原則、日本の中学生相当（12 歳以上、15 歳以下）であること。

(4) 親権者の同意が得られること。

※共同親権が法制化されている国においては、全親権者の同意が得られること。

(5) 心身ともに健康で、本邦での集団生活に耐えられること。

(6) 原則、来日から帰国まで JICA 指定の全日程に参加できること。

8. 応募書類

【研修員】

(1) JICA が指定する以下の様式を使用して応募してください。

ア. 日本語学校責任者推薦書

(様式第 2 号)

イ. 身上書

(様式第 3 号)

氏名：この書類に書かれた氏名の表記（漢字・ひらがな・カタカナの区別も含みます）にしたがって、査証申請に必要な合格通知書を在外事務所にて発行します。読みやすい字で記入してください。

氏名アルファベット：

この氏名により、航空券の予約の確認等を行います。読みやすい字で、渡航の際に使用する旅券に書かれているとおりに記入してください。スペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無に注意して記入してください。

国籍：来日に使用する旅券の国籍を記入してください。二重国籍の場合でも、今回の来日に使用する方の旅券の国籍だけ記入してください。さらに、日本以外の旅券を使用する場合は、日本国籍の有無についても記載してください。

ウ. 写真 2 枚

最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。

（縦 4cm×横 3cm、上半身、正面、脱帽、裏面に氏名・国名を記入）

※1 枚は身上書に貼付してください。（データ可）

もう 1 枚はデータで各在外事務所へ他の応募書類と一緒に提出してください。

エ. 親権者の誓約・同意書

(様式第 4 号)

※共同親権が法制化されている国では、全親権者のものが必要となります。

オ. 健康診断書

(様式第 5-A 号：和文、または第 5-B 号：英文)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※全ての項目を受診し、記入されているかどうか確認をしてください。未受診項目や記入漏れがある場合は受け付けられません。（既往症、レントゲン写真番号、服用中の薬など、特に留意してください。）

※アレルギー等の持病や日常的に摂取している薬等がある場合は必ず申告してください。

※記入事項に虚偽のものと判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

(2) 日本語作文

400 字詰め原稿用紙 3 枚以内(1000 字程度)。課題は JICA 在外事務所が指定します。

応募者本人が直筆したものを提出してください。

(3) 来日に使う旅券の写し

応募時点で旅券を所有している場合、査証や出入国記録が残されている全てのページを提出してください。

【引率者】

引率者についても所定の様式があります。

(1) JICA 指定様式

ア. 推薦書(引率者用) (様式第 6 号)

イ. 身上書(引率者用) (様式第 7 号-1、第 7 号-2)

※様式第 7 号-1 については、上記(1)のイ.の説明文を参照してください。

※様式第 7 号-2 については、様式に記載されているテーマについて執筆してください。

ウ. 誓約書(引率者用) (様式第 8 号)

エ. 健康診断書 (様式第 5-A 号：和文、または第 5-B 号：英文)

※健康診断書の様式については、研修員の応募書類と共通です。(上記(1)のオ.をご確認ください。)

(2) 来日に使う旅券の写し

応募時点で旅券を所有している場合、査証や出入国記録が残されている全てのページをご提出ください。

9. 募集期間

JICA 在外事務所への応募書類提出締切日は各在外事務所により決定されるため、各在外事務所の指示に従ってください。

応募の時点で旅券を持っていない応募者は、ただちに旅券取得の手続きを開始してください。外務省へ査証の手続きを依頼する際に、必ず、**旅券に記載される正しい氏名の情報が必要になります。**また、合格通知を受けてから旅券の手続きを始めると、来日に必要な査証取得が間に合わない可能性があります。査証取得が間に合わない場合には、研修への参加ができなくなることがあります。

※ただし、可否に関わらず、旅券取得経費について JICA は負担しません。

10. 所要経費の支給

JICA は規程に基づいて次の経費を負担します。

- (1) 指定する経路の往復航空運賃（航空券の現物支給とし現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担します。）
- (2) 本邦国際空港と宿泊施設間の移動に係る経費
- (3) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中生活費（食費）
- (4) 宿泊施設の利用料金
- (5) 海外旅行保険（往路・研修期間・帰路に係る期間）

※原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。

※本邦滞在中は、技術研修/日系研修の研修員と同様、メディカルカードを作成します。研修中の傷病については、研修スタッフが同行してメディカルカードが使える病院に行きますので、研修員に診療費の支払が生じることはありません。なお、既往歴や歯の治療は対象外です。

- (6) 所外研修、中学校体験入学、ホームステイ、研修旅行に係る横浜での滞在先と訪問先の間の往復旅費
- (7) 研修先に対する研修経費
- (8) 支度料および雑費（引率者のみ一般の技術研修員に準じて支給されます。）

※健康診断費用について

2020 年度第 1 陣仮合格者も含め、参加者は全員自己負担となりますので、ご留意願います。

11. 研修報告

研修員は研修終了時に本研修についての感想文を提出します。提出された感想文は製

本の上、帰国前に研修員本人に手交します。（なお本感想文集は体験入学受入中学校などの研修先や JICA 在外事務所にも配布します。）

12. 研修員の資格取消

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがあります。
この場合、(6) および (8) の事項を除き帰国に必要な経費は研修員の自己負担とします。

- (1) JICA の規則、指示および決定に従わなかったとき
- (2) 研修先の規則に違反した場合
- (3) 日本国の法令に違反した場合
- (4) 本人の故意、重大な過失または怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき
- (5) 本人の都合により研修を中断したとき
- (6) 心身の著しい障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき
- (7) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (8) その他 JICA がやむをえないと認める事由があるとき

13. その他留意事項

- (1) 家族の同伴は認められません。原則として、往路・復路とも研修員が集合し、集団で渡航します。
- (2) フライトスケジュールについては JICA 在外事務所が決定の上、合格者に対して連絡します。
- (3) 滞在延長や帰路変更は認められません。研修終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国してください。
- (4) 応募者は、事業対象国の国籍を有していること（あるいは日本の国籍を有すること）が望ましいです。
- (5) 合格者は「肖像権および個人情報使用承諾書」を提出してください。本研修期間中、JICA が契約するカメラマン又は委託先が、広報（各種報告書含む）用として写真及び動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、署名してください。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修プログラムの変更、または来日が中止となる可能性があります。
- (7) 2023 年度は JICA 横浜で施設の改修工事が行われているため、同施設周辺の宿泊となり、研修プログラムの実施は周辺施設となることがあります。

14. 2023 年度第 1 陣の特別枠について

(1) 特別枠とは

2020 年度～2022 年度新型コロナウイルス感染拡大により、本邦研修が中止となり、多くの子弟の来日の機会が失われました。可能な限り多くの子弟の来日を実現できるよう、以下の対象国について、通常募集の対象人数に加えて追加募集するものです。

(2) 対象国（人数）

メキシコ（3）ドミニカ共和国（4）コロンビア（1）ベネズエラ（1）

(3) 対象者 ※以下のすべてに該当する者

- ・ 2023 年度研修参加時点において、日本の高校生相当（16 歳以上、18 歳以下）の者
- ・ 2020 年 6 月から 2023 年 1 月までの期間、日本語学校に在籍していた者で P3 の 7. (2) に該当する者

なお、特別枠候補者として 2020 年度中学生プログラムの仮合格者を優先します。該当国で辞退者があった場合は各国より高校生年齢の者で、参加を希望する者を候補者として選出します。

(4) 応募資格条件

本プログラムは中学生を対象としているため、全日程を中学生年齢の参加者と共に行い、中学生の研修内容であることを応募時に本人及び保護者が理解し、同意していること。

- ① 研修期間中、同一グループに 12 歳から 18 歳までの子弟が混在すること。
- ② 生活面、学習場面で年齢差が生じることを考慮し、発言、行動できること。
- ③ プログラムで予定されている日本の中学生との交流において、中学 1 年生の教室に入り、学習や交流する可能性があること。

上記項目以外の資格要件は通常募集枠の応募者と同様です。P3 の 7. をご確認ください。2020 年度の中学生プログラムの仮合格者で日本語学校の推薦書を提出済みの応募者は様式第 2 号（学校推薦書）の省略が可能です。

応募書類は必ず 2023 年現在のものを作成し、提出してください。

以上

別紙 1 「日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)」研修員応募書類様式

- ・ 日本語学校責任者推薦書（様式第 2 号）
- ・ 身上書（様式第 3 号）
- ・ 親権者の誓約・同意書（様式第 4 号）
- ・ 健康診断書（様式第 5-A 号：和文、または第 5-B 号：英文）

別紙 2 「日系社会次世代育成研修（中学生招へいプログラム）」引率者応募書類様式

- ・ 推薦書（引率者用）（様式第 6 号）

- 身上書（引率者用）（様式第 7 号-1、第 7 号-2）
- 誓約書（引率者用）（様式第 8 号）

※様式第 1 号は JICA 在外事務所が作成する書類なので、この募集要項には添付していません。